

## 地震災害時等における作業等の応援協力に関する協定

大阪府道路公社理事長（以下「甲」という。）と一般社団法人大阪建設業協会会長（以下「乙」という。）は、大規模な地震災害等が発生した場合、被災した甲が所管する鳥飼仁和寺大橋有料道路ならびに箕面有料道路（以下「道路施設」という。）に係る応急復旧対策業務について次のとおり協定を締結するものである。

### （目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他大規模な災害発生により、被災した甲が所管する道路施設の応急復旧対策について、乙が統括する一般社団法人大阪建設業協会に加入する会員企業（以下「協会員」という。）の協力を得ることにより、速やかに実施できるよう、必要な事項を定めるものとする。

### （協定作業の内容）

第2条 この協定の対象とする業務（以下「協定業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲が所管する道路施設の被災状況に関する調査
- (2) 交通確保のための大規模な障害物除去作業（放置自動車含む）
- (3) その他甲が必要と認める応急対策に関する作業

### （甲の責務）

第3条 甲は、協定の目的、主旨を十分に理解し、協定業務を迅速かつ効果的に実施できるよう努めるとともに、本協定締結後は本協定の主旨を道路施設の管理事務所に周知するものとする。

- 2 甲は、乙の協会員による協定業務従事時間、健康等に十分配慮しなければならない。
- 3 甲は、管理事務所の連絡体制を乙に報告するものとする。なお、変更が生じた場合は都度、乙に報告するものとする。

### （乙の責務）

第4条 乙は、協定の目的、主旨を十分に理解し、協定業務を迅速かつ効果的に実施できるよう努めるとともに、本協定締結後は本協定の主旨について協会員へ周知するものとする。

- 2 乙は、作業従事者について労働災害保険の被保険者を派遣するよう協会員への適切な指示、連絡を行うものとする。
- 3 乙は、協会員名及び初動時の連絡先担当者名を把握し甲に報告するものとする。なお、変更が生じた場合は都度、甲に報告するものとする。

### （協定業務の要請）

第5条 甲が協定業務の必要が生じた場合、乙に対して書面で要請を行うこととする。ただし、書面による要請を行う暇がない場合には口頭で要請することとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

(協定業務の契約・実施)

第6条 乙は、甲の要請に基づき直ちに協定業務の実施体制等を組織し、協定業務を実施する協会員（以下「実施会員」という。）を甲に報告するものとする。

2 甲は、速やかに実施会員と協議のうえ契約を締結し、実施会員は協定業務を実施するものとする。契約を締結する暇がない場合は口頭により実施するものとする。

(協定業務の報告)

第7条 実施会員は、協定業務が完了したときは、速やかに作業内容等を書面により甲へ報告するものとする。

(協定業務の支払)

第8条 甲は、協定会員が協定業務を実施した場合は業務内容を検査し、甲の会計規定に基づき支払うものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、協定の締結期間満了後に甲又は乙から協定の変更若しくは終了等の申し出がない場合は、前協定と同一の条件により更に1年間の協定を締結したものとする。

(協定の変更)

第10条 この協定を変更する必要があるときには、甲又は乙のいずれかからの申し出により双方協議して決定するものとする。

(事務局)

第11条 本協定に関する事務局については、甲は大阪府道路公社業務課、乙は一般社団法人大阪建設業協会に置くものとする。

(その他)

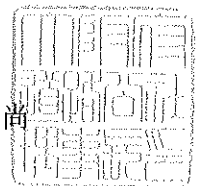
第12条 本協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年9月15日

甲 大阪府道路公社理事長

芝池 利尚



乙 一般社団法人大阪建設業協会会長

蔦田 守弘

